明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○環境省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一二）　一
〔告　示〕
○誘導式読み書き通信設備の型式を指定した件（総務三六四）　二
○搬送式インターホンの型式を指定した件（同三六五）　三
○特別搬送式デジタル伝送装置の型式を指定した件（同三六六）　三
○超音波洗浄機の型式を指定した件（同三六七）　三
○超音波加工機の型式を指定した件（同三六八）　三
○無電極放電ランプの型式を指定した件（同三六九）　三
○電子レンジの型式確認の届出があった件（同三七〇）　三
○電磁誘導加熱式調理器の型式確認の届出があった件（同三七一）　三
○電波法施行規則第四十六条の二第一項の規定により型式の指定を受けた者の名称を変更した件（同三七二、三七三）　六
○航空法第三十一条第一項の指定航空身体検査医の指定に関する告示の一部を改正する件（国土交通一一三四）　七
○航空身体検査証明のための身体検査を行う医療機関等の指定に関する告示の一部を改正する件（同一一三五）　九
○公共交通事業者等が情報提供促進措置を講ずべき区間（観光庁一五）　一〇
○航路標識に関する件
（海上保安庁一九九～二〇二）　二〇
○環境省が関係行政機関として所管する法令に係る電子情報処理組織による申請等に関する告示の一部を改正する件（環境五〇）　二三
○道路に関する件
（関東地方整備局三六四、三六五）　二六
○道路に関する件
（北陸地方整備局一〇八）　二六
○都市公園の供用を開始する件
（中部地方整備局一二九）　二六
○道路に関する件
（沖縄総合事務局四二）　二六
〔官庁報告〕
産　業
日本工業規格
（厚生労働省・経済産業省、経済産業省・国土交通省）　二六
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　四八
裁判所
除権決定、破産、免責、再生関係　四八
特殊法人等
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構平成二十一事業年度財務諸表、プログラムの著作物に係る登録に関する公示関係　一三三
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一四四
会社その他
会社決算公告　一五三

省　令

○環境省令第二十二号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）及び関係法令の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、環境省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十月一日

環境大臣　松本　龍

環境省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

環境省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年環境省令第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「次項第二号」を「次項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　電子情報処理組織を使用して申請等を行う者が、前項の規定により添付事項等を入力するときは、行政機関等は、環境大臣が告示で定める期間、当該入力に係る添付事項等の確認のために必要な限度において書面等を提出させることができる。

第三条第三項を次のように改める。

3　電子情報処理組織を使用して行政機関等が電子署名を要することとしている申請等を行う者は、第一項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって、次のいずれかに該当するものを当該申請等と併せて送信しなければならない。

一　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

二　電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する電子証明書

三　前二号に規定するもののほか、環境大臣が告示で定める電子証明書